

簡易評価型プロポーザル提案書評価要領

(次期長岡市総合計画策定支援業務委託)

1 目的

この要領は、簡易評価型プロポーザル方式により委託事業者を決定する方法について、必要な事項を定めるものである。

2 事業者の選考

- (1) 提案書の評価及び事業者の選考は、選考委員会を設置して行う。
- (2) 選考委員会の委員は別に定め、市長政策室政策企画課が庶務を行う。

3 選考方法

- (1) 提案書が期限内に提出されない者、提案書の記述が要件を満たしていない者、費用の見積額が予算額をオーバーしている者は失格とする。
- (2) 提案書のプレゼンテーションは、各事業者3人以内、準備・片付け各5分間、20分間の持ち時間で提案書に基づいて行い、質疑応答を10分間行う。
- (3) 提案書の記述項目、プレゼンテーションの内容及びプレゼンターに関して、選考評価基準を基に各委員が採点する。
- (4) 各委員の評価点数を事業者ごとに集計し、点数の高い上位2事業者を選考する。
- (5) 選考委員会において、上位2事業者について協議を行い、最優秀者を決定する。

4 選考評価基準

- ・提案書の作り方（情報処理・資料作成能力）
- ・提案の内容（提案力・技術力）
- ・説明の仕方（伝達・コミュニケーション能力）
- ・その他（的確性など）